

『神皇正統記』の「正理」再論

我妻建治

(一)

『神皇正統記』は、北畠親房によつて、わが国が、「天地ヒラケシ初ヨリ今ノ世ノ今日ニ至マデ、日嗣ヲウケ給コトヨコシマナラズ。」「神代ヨリ正理ニテウケ伝ヘルイハレヲ述コトヲ志テ、」叙述されたものである。

親房は、その日嗣が「ヨコシマナラズ」「正理ニテウケ伝ヘ」られてゐるが、それが「天照太神ノ御心」によつてであり、すなわち「天照太神ノ御計」こそが日嗣の継体のありようだからである、と言つてゐる。

こゝで、日嗣が「神代ヨリ正理ニテウケ伝ヘ」られてゐる「イハレ」の叙述されてゐる『神皇正統記』全巻をとおして、日嗣の継体、すなわち歴代天皇の日嗣承継の叙述のされ方を摘出してみると、日嗣、あるいは宝祚の、いわば運命は、いざれもその天皇の「正道」「有徳」「積善」「徳政」等の有無によつて左右されている事実を指摘することができる。すなわち、日嗣の承継のありようは、歴代天皇の「徳政」「聖徳マシヽ」「積善」「有徳」「遺徳」「陰徳」「余慶」「余香」「余薰」「積惡ノユエ」「不徳」等の熟字によつて左右されており、これらの熟字の意味するとこらのことが、實に『神皇正統記』全巻を通じる叙述の論理的運

びであり、いわば「正理」になつてゐるのである。

こうみると、日嗣をうけた天皇が「有徳」であり、その「正道」「積善」「徳政」を行なうことが「天照太神ノ御心」に叶うことになるのであるが、筆者は、これを易思想に基づく「変易」の理であると、別に述べたことがある。⁽²⁾

そこで、そのような日嗣の承継を左右する、そして「天照太神ノ御心」の下にある「正道」「有徳」「積善」、そして「不徳」「積惡」を、『神皇正統記』において親房は、どのように叙述しているであろうか。それらが一見して直ちに儒教的概念に属することは明白であるが、そのような「徳」や「道」の思想的背景はいかなるものなか。これらのことを考えてみようとするのが小論の目的である。

- 〔註〕
(1) 序論。
(2) 「神皇正統記の正理」(『成城文藝』第67号)。

さて、「正道」「有徳」「積善」に関連し、「天照太神ノ御心」に叶うとはどういうことであろうか。小論をここから進めることとする。

親房は、まず次のように言つてゐる。

天照太神モタマ正直ヲノミ御心トシ給ヘル。(中略)
「人ハスナハチ天下ノ神物ナリ。心神ヲヤブルコトナ
カレ。神ハタル、ニ祈禱ヲ以テ先トシ、冥ハクハフル
ニ正直ヲ以テ本トス。」トアリ。(中略)「日月ハ四州ヲ
メグリ、六合ヲ照スト云ドモ正直ノ頂ヲ照スベシ。」ト
アリ。

右のように、親房は、『御鎮座伝記』および『倭姫命世記』を引用して、「天照太神ノ御心」に叶うということについて、「只正直ヲ先トスベキ也」と述べている。さらに、その「正直」のありようについて、再び後者の書を引用して次のように言う。

「黒心ナクシテ丹心ヲモテ、清潔齋慎。左ノ物ヲ右ニ
ウツサズ、右ノ物ヲ左ニウツサズシテ、左ヲ左トシ右

ヲ右トシ、左ニカヘリ右ニメグルコトモ萬事タガフコ
トナクシテ、太神ニツカフマツレ。元々本々故ナ
リ。」トナム。

問モコヽニキハマルベキニコソ。サレドモ、此道ノヒ
ロマルベキ事ハ内外典流布ノ力ナリト云ツベシ。⁽⁶⁾

親房は、こうした「天照太神ノ御心」である「正直ヲ先
トスベキ」道がいわば神道であり、これを「不正ニシテハ
タツベカラズ。」と言い、「コト更ニ此國ハ神國ナレバ、神
道ニタガヒテハ一日モ日月ヲイタバクマジキイハレナリ。⁽⁴⁾」
とし、右のような「神道ノコトハタヤスクアラハサズト云
コトアレバ、根元ヲシラザレバ猥シキ始トモナリヌベシ。
其ツキエヲスクハシタメニ聊勒シ」⁽⁵⁾た次第であると言つて
いる。

次に親房は、このような神道に関連し、これに対する儒
教や仏教のありように言及する。

我神、大日ノ靈ニマシマセバ、明徳ヲモテ照臨シ給
そのような意味で、親房は儒仏両教をどのように概括し
ているのであろうか。

コト陰陽ニヨキテハカリガタシ。冥顯ニツキテタノミ
アリ。君モ臣モ神明ノ光胤ヲウケ、或ハマサシク勅ヲ
ウケシ神達ノ苗裔也。誰カ是ヲアフギタテマツラザル
ベキ。此理ヲサトリ、其道ニタガハズハ、内外典ノ学

すなわち、人はいざれも、そのような神道を尊崇し、こ
れを守ることは当然の道理である、そして内外典の目的も
必竟ここに極まるであろう、としながらも、親房は、ここ
で、この神道の弘まるのは、実は内外典の世に広く行なわ
れることによつて、いわば内外典の流布の力によつてなさ
れているのである、としている。このことは、極めて注意
すべきことである。すなわち、親房は、ここに神道に対し
て、儒仏両教等にそれなりの地位を与えていたからであ
る。親房の神道は、決して反儒、反仏ではなく、むしろ儒
仏あつてはじめて神道の流布が可能になるのだ、としてい
るからである。

親房は、「天照太神ノ御心」に叶う「正直」を布くため
に援用るべき仏教のあり方として、八正道の厳修をまず
述べる。さらに身口意の三業に言及して「凡心正ナレバ身
口ハヲノゾカラキヨマル。三業ニ邪ナクシテ、内外真正ナ

ルヲ諸佛出世ノ本懷トス⁽⁷⁾」と言う。これらが、根源的な意味で「天照太神ノ御心」に叶うあり方だ、としているのである。

また、儒教を次のように概括している。

此道ハ昔ノ賢王、唐堯、虞舜、夏ノ初ノ禹、殷ノハジメノ湯、周ノハジメノ文王・武王・周公ノ國ヲ治メ、民ヲナデ給シ道ナレバ、心ヲ正シクシ、身ヲナヲケン、家ヲ治メ、国ヲ治メテ、天下ニヨボスヲ宗トス。サレバコトナル道ニハアラネドモ、末代トナリテ、人不正ニナリシユヘニ、其道ヲオサメテ儒教ヲタテラル⁽⁸⁾也。

ここには、仏教の大乗的「自利利他」、儒教の『中庸』さらに『大學』の「止於至善」の意味をも扱り始めた表現の仕方をとっていることが指摘される。

さるに、親房は、右に述べた儒仏並びにその他の道もすべてこれに歸する「正道」を行なうことが「天照太神ノ御心」に叶うことであり、これを行なうに当たっては、「スコシノ事モ心ニユルス所アレバ、ヲホキニアヤマル本トナル」。周易ニ、「霜ヲ履堅冰ニ至⁽¹⁰⁾」(中略)此故ニ古ノ聖人、「道ハ須臾モハナルベカラズ。ハナルベキハ道ニアラズ。」と、「周易」および『中庸』によつて、これを説明し、「常ニ冥ノ知見ヲカヘリミ、神ノ本誓ヲサトリテ、正ニ居センコトヲ心ザシ、邪ナカラニヨトヲ思給ベシ⁽¹¹⁾」と言ふ。

ここでは、親房は、儒教を『大學』によつて説明し、これを「正心・修身・齊家・治国・平天下」の道だ、として、「明徳を明らかにする」とが「天照太神ノ御心」に叶う道だとしているのである。したがつて、「天照太神ノ御心」である「正直」の天下への実現の仕方がことごとく儒教的なものに仮託する形をとるものになるであろうことは後述のごとくである。

また、親房は「正道」を次のように言う。

己ガ欲ヲステ、人ヲ利スルヲ先トシテ、境々ニ対スルコト、鏡ノ物ヲ照スガ如ク、明々トシテ迷ハザランヲ、マコトノ正道ト云ベキニヤ。

親房は、上述したところに、およそ人としての、なからずく天皇としての「天照太神ノ御心」に叶うべきあり方、

「正直」を実現すべき基本、いわば天皇の人倫道德的生活実践、すなわち、君徳かん養の倫理を表現しているわけである。親房が、日嗣承継の根拠として、つねに天皇とともに存するはずの三種の神器の三達徳の意味も、そのようなこととして評価しなければならぬ。

親房は、このような「正直」を実現すべき天皇のあり方について、さらに次のように言っている。

君トシテハイヅレノ宗ヲモ大概シロシメシテ捨ラレザランコトゾ國家攘災ノ御ハカリコトナルベキ。菩薩・大士モツカサドル宗アリ。我朝ノ神明モトリワキ擁護シ給教アリ。一宗ニ志アル人餘宗ヲソシリイヤシム、大ナルアヤマリ也。人ノ機根モシナドヽナレバ教法モ無盡ナリ。況ワガ信ズル宗ヲダニアキラメズシテ、イマダシラザル教ヲソシラム、極メタル罪業ニヤ。(中略) 国ノ主トモナリ、輔政ノ人トモナリナバ、諸教ヲステズ、機ヲモラサズシテ得益ノヒロカラシコトヲ思給ベキ也。且ハ佛教ニカギラズ、儒・道ノ二教乃至モロヽノ道、イヤシキ芸マデモオコシモチキルヲ聖代ト云ベキ也。⁽¹²⁾

親房が、このような意味の、およそ「聖代」と表現される天皇のありようを次のように挙げているのも、その謂である。

此天皇幼年ヨリ聰明ニシテ読書ヲ好、諸芸ヲ習給。又謙讓ノ大度モマシマシケリ。(中略) 此御門誠ニ顕密ノ両宗ニ帰給シノミナラズ、儒学モアキラカニ、文章モタクミニ、書芸モスグレ給ヘリシ。

御門御年十四ニテ位ニツキ給。オサナクマシヽシカド、聰明敏哲ニキコエ給キ。

醍醐天皇

此天皇賢明ノ御ホマレ先皇ノアトヲ繼申サセ給ケレバ、天下安寧ナルコトモ延喜・延長ノ昔ニコトナラズ。文筆諸芸ヲ好給コトカハリマサザリケリ。

村上天皇

和漢ノ文、顕密ノ教マデモクラカラズシラセ給。詩哥ノ御製モアマタ人ノ口ニ侍メリ。

後三条院

大方コノ君ハ中古ヨリコナタニハアリガタキ御コト

トゾ申侍ベキ。文学ノ方モ後三条ノ後ニハカホドノ御才キコエサセ給ハザリシニヤ。

——後宇多院——

(2) 同右。
(3) 同右。

(4) 同右。

(5) 序論。

(6) 神代条。

(7) 応神天皇条。

(8) 緩靖天皇条。

(9) 応神天皇条。

(10) 坤卦初九爻辞並びに文言伝。

(11) 応神天皇条。

(12) 嵯峨天皇条。

以上が、親房の言う、「有徳」「聖徳」「正道」等、「天照太神ノ御心」に叶うべき、したがつて「積善ノ余慶」を招来すべき、いわば天皇の日常的倫理道徳になるのである。親房は、天皇の日々のあり方をそのように規定しているわけである。

さて、試みに、以上述べたかぎりでの天皇の日常的実践倫理を、儒教の「格物・致知・誠意・正心・修身・齊家・治国・平天下」、すなわち、『大學』のいわゆる八条目に対応させると、それは「修身」以上の条目に対応することとなるであろう。いわば、神道も仏教も老莊の道も、このかぎりでは、ここにとどまるのである。それでは、親房は、

(A)

(三)

そのような「治国・平天下」をどのように実現すべきものと考えたか。次に親房の政治論について述べる。

〔註〕
(1) 応神天皇条。

親房の言う、「天照太神ノ御心」に叶うべき天皇の政治とはどのようなものであろうか。前節からして及ぼされる、天皇の「治国・平天下」の実践は、いかに示されているであろうか。親房をもつてすれば、「聖徳マシ／＼」「積善ノ余慶」にみあう、天皇の政治は「徳政」でなければな

らぬわけであるが、「徳政」なり、「聖徳マシマ」す天皇の

政治のありようとはどのようなものであるか、がこの問題となる。

親房が『神皇正統記』のなかで、「徳政」「聖徳」「積善」の最もよく具現されているとする天皇の治績を、ここに、まずとり上げて考えてみよう。

日嗣ヲウケ給シヨリ國ヲシヅメ民ヲアハレミ給コト、タメシモマレナリシ御事ニヤ。民間ノ貧キコトヲオボシテ、三年ノ御調ヲ止ラレキ。(中略)サテ猶三年ヲ許サレケレバ、宮ノ中破レテ雨露モタマラズ。(中略)カクテ六年ト云ニ、国々ノ民各マイリ集テ大宮造シ、色々御調ヲ備ヘケルトゾ。アリガタカリシ御政ナルベシ。

——仁徳天皇——

後冷泉ノスエザマ世ノ中アレテ民間ノウレヘアリキ。四月ヨリ位ニキ給シカバ、イマダ秋ノオサメニモオヨバヌニ、世ノ中ノナヲリニケル、有徳ノ君ニヲマシシケルトゾ申伝ハベル。

——後三条院——

右に挙げた治政が、『神皇正統記』における天皇の「徳政」「仁政」のいわば歴史的実態であるわけである。そして、この治政の「徳政」であるための要件を分析的に摘出すると、それは、いずれも、「民ヲアハレム」「民間ノ愁ヲナラス」「民間安穏」ということになる。親房は別に、「民ノウレヘラヤスヌ、ラノヽアラソヒナカラシメン事ヲ本トスベ」⁽¹⁾きが「徳政」の基本であると言い、さらに続けて、「民ノ賦斂ヲアツクシテミヅカラノ心ヲホシキマヽニスルコトハ乱世乱國ノモト牛也。」と言つてゐるのは、その端的な表現と言わねばならぬ。すなわち、親房においては、天皇の政治の要諦は、なによりも、民衆を経済的に、そして精神的に満足せしめることとなるわけである。いわば民衆ニモタグエ申キ。

重視の政治である。したがつて、天皇は、そのようにして民心をうるために、不斷にそれを志して、それに対応しうる「徳」を身につけねばならぬとする。「徳」を積んではじめてそのような「徳政」を行なうことができる、そしてそのような「徳政」を行なうことができる、そしてそのような「徳政」を行なうことが、「天照太神ノ御心」に叶うこととなるのだ、とする。

このよう、政治の基本は「徳政」であり、人民を安んじることとする親房の政治に対する考え方は、左のごとき、源頼朝や北条泰時らの武家による政治に対するそれに最も端的に表現されているであろう。何故なら、ここで実質的為政者は武家であるから、そして直接親房によつてここで批評されるべき政治は武家政治であるから。したがつて、親房によつて当面、批判の対象とされるのは、誰が為政者であるか、よりは、いきおい、政治のあり方の当否の問題にのみ限られるからである。

上 下堵ヲヤスクシ、東ヨリ西ヨリ其徳ニ伏セシカバ、
実朝ナクナリテモゾムク者アリトハキコエズ。（下略）

また、

大方泰時心タゞシク政スナヲニシテ、人ヲハグクミ
物ニオゴラズ、公家ノ御コトヲオモクシ、本所ノワヅ
ラヒヲトゞメシカバ、風ノ前ニ塵ナクシテ、天ノ下ス
ナハチシヅマリキ。カクテ年代ヲカサネシヨト、ヒト
ヘニ泰時ガ力トゾ申伝ヌル。（下略）

さらに、

凡保元・平治ヨリコノカタノミダリガハシサニ、賴
朝ト云人モナク、泰時ト云者ナカラマシカバ、日本國
ノ人民イカゞナリナマシ。（下略）

後白河ノ御時兵革オコリテ奸臣世ヲミダル。天下ノ
民ホトンド塗炭ニオチニキ。賴朝一臂ヲフルキテ其乱
ヲタイラゲタリ。王室ハフルキニカヘルマデナカリシ
カド、九重ノ塵モオサマリ、萬民ノ肩モヤスマリヌ。

このような武家政治のありように対し、あるいは武家政治の故に、「此イハレヲヨクシラヌ人ハ、ユヘモナク、皇威ノオトロヘ、武備ノカチニケルトオモ」うであらうが、

実はそれは誤りで、「神ハ人ヲヤスクスルヲ本誓トス。天下ノ萬民ハ皆神物ナリ。君ハ尊クマシマセド、一人ヲタノシマシメ萬民ヲクルシムルコトハ、天モユルサズ、神モサイハイセヌイハレナレバ、政ノ可否ニシタガイテ御運ノ通塞アルベシトオボエ侍ル」⁽⁵⁾として、ここでは、その「政ノ可否」だけが問題なのだと、親房は言っている。

したがって、親房は、そのような「徳政」を行なつてゐる頼朝、泰時らの武家を、武力によつて討とうとしても、「是ニマサル徳政ナクシティカデタヤスククツガエサルベキ。縦又ウシナハレヌベクトモ、民ヤスカルマジクハ、上天ヨモクミシ給ハジ。次ニ王者ノ軍ト云ハ、トガアルヲ討ジテ、キズナキヲバホロボサズ。」、ましてや、政治は天皇、公家によつて行なわれるべきであり、武家が政治を行なうべきでないという、それだけの「一往ノイハレバカリニテ追討セラレシハ」⁽⁶⁾かえつて、「上ノ御トガトヤ申スベキ。」であろう、と承久の乱を批判し、したがつて、皇威を恢復しようとするならば、次のようにすべきであるうとしている。

ルバカリノ道アリテ、ソノ上ノコトトゾオボエハベル。且ハ世ノ治乱ノスガタヲヨクカミシラセ給テ、私ノ御心ナクバ干戈ヲウゴカサル、歟、弓矢ヲオサメラル、歟、天ノ命ニマカセ、人ノ望ニシタガハセ給ベカリシコトニヤ。⁽⁷⁾（下略）

以上のように、親房の考える政治の基本は「徳政」であり、「徳政」ということは、民を安んずる政治を言い、民を安んずる政治こそが、「人ノ望」むところであつて、すなわち「天ノ許ス」ところのものであり、いわば、「天照太神ノ御心」に叶う政治だ、ということになる。一方、為政者「人が自らを樂しましめ、民を安んぜしめない政治」が、「不徳」「積惡」のそれであり、これは民心を離れさしめ、必竟天の許さざるとことなり、「天照太神ノ御心」に叶わない政治であるとするのである。再言すれば、つまりところ、政治の要諦は、人民を安んぜしめるところにあり、すなわち「徳政」にあり、それのない政治は、亂世乱國の基であるとするのである。そして、「民ヲミチビクニツキテ諸道・諸芸ミナ要板也。」「カクノゴトクサマドヘナル道ヲモチキテ、民ノウレヘヲヤスマル」⁽⁸⁾「徳政」を行な

うか、否かは、一に天皇のありよういかかっているとするのが、親房の考え方となるのである。

さて、このような親房の政治に対する考え方とは、極めて儒教的な君徳安民思想に基づくものであることは、先学の大法の指摘のとおりであり、このこと自体、筆者自身疑問とするところはない。

それでは、その余りに儒教的な君徳安民思想なるものについて、そしてこれに関する一々枚挙に遑ない経史の典籍のうちで、主として、親房の拠つたものは何であったであろうか。なるほど、この思想は、四書にしても、『春秋』『左伝』『書經』にしても、これら外典一般に通じる思想である。たとえば、論語の「仁」を中心とした民化論、『中庸』の理世安民等々。しかし、筆者は、なかんずく、これを、『孟子』によるものであるとするのである。『孟子』の王道政治は、極めて精神主義的なものながら、したがってそこにはより生き生きとした民衆重視の立場が表明されているからである。すなわち、『孟子』の王道政治とは、たとえば、左の「保民」を中心とするものであるからである。

曰。德何如則可以王矣。曰。保民而王。莫之能禦也。

——梁惠王篇——

得_ニ天下_ニ有_レ道。得_ニ其民_ニ。斯得_ニ天下_ニ矣。得_ニ其民_ニ有_レ道。得_ニ其心_ニ。斯得_ニ民矣。得_ニ其心_ニ有_レ道。所_レ欲与_レ之聚_レ之。所_レ惡勿_レ施爾也。

——離婁篇——

昔者堯薦_ニ舜於天。而天受_レ之。暴_ニ之於民_ニ。而民受_レ之。故曰_下天不_レ言以_ニ行與_ニ事示_レ之而已矣上。

——萬章篇——

『孟子』の王道政治は、右の「保民」を基本とする民衆重視の政治であり、具体的には、民に生活のできる生業を与え、租税を軽くし、その生活を豊かにしてやり、その上で德育を施すというものである。

孟子曰。仁言不_レ如_ニ仁聲之入_レ人深_ニ也。善政不_レ如_ニ善教之得_ニ民也。善政民畏_ニ之。善教民愛_ニ之。善政得_ニ

民財。善教得民心。

—尽心篇—

筆者が、親房の考え方には、とりわけ『孟子』の思想をみるとするには、唯に右の民衆重視の政治思想の存在の面からのみならず、さらに次の根拠によつてである。すなわち、元応三年二月の改元の儀における「仗議定文」⁽⁹⁾ のなかに、次のとおり親房の発言を見るからである。

凡聖人之治、天下必自人道始。興衰治亂在予徳不_レ在天。聞于人_ニ不_レ聞神之故也。(中略)觀聖王之所記述、以仁義正道為本。非有_ニ奇怪虛誕之事。(下略)

ここには、前述の政治思想に相当する「徳(德)」「人道」の主張の存することのほかに、「仁義正道」の存することを指摘することができる。そして、それは、親房の発言内容の中心的位置を占めているからである。
「孔子」が「仁」を説いたのに対し、「孟子」は「仁義」の思想によって王道政治を説いたのであり、「仁義」は、

いわば「孟子」の思想的特徴をなすものである。王道政治の中心になる思想なのである。

筆者は、親房が政治論を展開するに当たつて、「仁」なり、「誠」なりを「聖王所記述」と言わず、あえて「仁義正道」を言つてゐることに鑑み、親房自身、「仁義正道」を、政治の中心的思想、興衰治亂の「徳」の基本と考えていたであろうと、筆者は理解するのである。

『孟子』から「仁義」を説明すると、左のとくである。

孟子見_ニ梁惠王。王曰。叟不_レ遠千里而来。亦將_ニ有_ニ以利我國乎。孟子對曰。王何必曰_ニ利。亦有_ニ仁義_ニ而已矣。(中略)未_レ有_ニ仁而遺_ニ其親者_上也。未_レ有_ニ義而後_ニ其君_上者_上也。王亦曰_ニ仁義而已矣。何必曰_ニ利。

—梁惠王篇—

孟子曰、仁人心也。義人路也。舍_ニ其路_ニ而弗_レ由。放_ニ其心_ニ而不_レ知_ニ求。哀哉。人有_ニ雞犬放_ニ。則知_ニ之。有_ニ放_ニ心而不_レ知_ニ求。學問之道無_レ他。求_ニ其放心而已矣。

—告子篇—

このようにみると、親房の徳治主義的政治論は、民衆を重視し、「仁義」の思想による「孟子」の王道政治を意識した形で展開されていると言つて必ずしも過言であるまいと考えられる。このことは、次節の「不徳」の天皇の叙述のされ方をみるならば、より判然するであろう。

(B)

親房は、『神皇正統記』において、「有徳」「積善」の天皇の治政に対し、「不徳」「積惡」の天皇のそれを、どのように叙述し、それを論じてゐるであらうか。

親房は、「身ハ賢」でなく、「有徳」でない人が、いかに父子関係があつても、「天照太神ノ御心」に叶わないから

日嗣をうけることは本来できない、しかし、「佛モ衆生ヲミヂキツクシ、神モ萬姓ヲスナラシメソシ給ヘド、衆生ノ果報シナフニ、ウクル所ノ性オナジカラズ。」であり、これと同様に、「十善ノ戒力ニテ天子トハナリ給ヘドモ、代々ノ御行迹、善惡マチ」とあるから、日嗣の承継が「天照太神ノ御計」にまかせられたと言つても、

そのなかには、時としてその「御行迹」に「御アヤマリ」の

ある天皇もでて来ないわけではない、このような場合は「曆數も久カラズ。」、皇統が断絶し、天皇は傍系から入つて日嗣をうけることとなるが、これは、「天照太神ノ御心」が及ばないからではなくて、各天皇の「ミナミズカラナサセ給御トガナリ。⁽¹²⁾」としている。そして、傍系から入つた天皇の日嗣をうけることについて、「皇胤タエヌベカリシ時、群臣擇求奉キ。賢名ニヨリテ天位ヲ伝給ヘリ。天照太神ノ御本意ニコソ」と、ここでも擁立された天皇の「賢」と「民意」が問われて、これを合理化する。

そのような「不徳」の天皇の典型として、まず、武烈天皇、そして陽成天皇がある。左にこれを挙げる。

性サガナクシテ、惡トシテナサズト云コトナシ。仍天祚モ久カラズ。仁德サシモ聖德マシシニ、此皇胤コハニタエニキ。(中略) 不徳ノ子孫アラバ、其宗ヲ滅スベキ先蹟甚ホシ。(下略)

——武烈天皇——

この仁徳天皇系の皇統の断絶後、傍系より入つて日嗣を

うけた継体天皇に對して、この天皇「王者ノ大度マシテ、

潛竜ノイキホヒ、世ニキコエ給ケルニヤ。群臣相議テ迎奉ル。三タビマテ謙讓シ給ケレド、ツキニ位ニ即給⁽¹⁵⁾フ。」とす。

次に陽成天皇について、

此天皇性惡ニシテ人主ノ器ニタラズミエ給ケレバ、
攝政ナゲキテ廢立ノコトヲサダメラレニケリ。(中略)

此大臣マサシキ外戚ノ臣ニテ政ヲモハラニセラレシニ、天下ノタメ大義ヲオモヒテサダメオコナハレケル、イトメデタシ。サレバ一家ニモ「人コソ」オホクキコエシカド、攝政閑白ハコノ大臣ノスエノミヅタエセヌコトニナリニケル。(中略)積善ノ餘慶ナリトコソオボエハベレ。

シ⁽¹⁶⁾としている。

ここで親房が、日嗣をうけた天皇の、「不德」「積惡」の理由によつて廢立されたことを合理化し、これを「人ノ望」に叶わないとし、また、「天命」であり、「天照太神ノ御計」であるとして「イトメデタシ。」としていることは、その政治思想を考える上に、まことに注意さるべきことと言わねばならぬ。それは、いわば一種の革命思想であり、「孟子」の「易位」に相当させて考えることができるからである。

すなわち、『孟子』は、「以徳行仁者王。(中略)以徳服人者。中心悦而誠服也。」とし、「欲為君尽⁽¹⁷⁾君道。欲為⁽¹⁸⁾臣尽⁽¹⁹⁾臣道。二者皆法堯舜而已矣。(中略)不以⁽²⁰⁾堯之所⁽²¹⁾以治民治⁽²²⁾民。賊⁽²³⁾其民者也。孔子曰。道二。仁与⁽²⁴⁾不仁而已矣。暴⁽²⁵⁾其民。甚則身弑國亡。不甚則身危國削。名⁽²⁶⁾之曰⁽²⁷⁾幽厲⁽²⁸⁾。」と言う。そして「萬章篇」において、次の「」とく言う。

この「陽成惡王ニテ」人主の器でないことによつて退位させられた後に日嗣をうけたのが光孝天皇であるが、この天皇は、「仁明第二ノ御子〔三〕テ、シカモ賢才諸親王ニスグレマシ⁽²⁹⁾ケレバ、ウタガヒナキ天命トコソミエ侍

齊宣王問⁽³⁰⁾卿。孟子曰。王何卿之間也。王曰。卿不⁽³¹⁾同乎。曰不⁽³²⁾同。有⁽³³⁾貴戚之卿⁽³⁴⁾。有⁽³⁵⁾異姓之卿⁽³⁶⁾。王曰。請⁽³⁷⁾問貴戚之卿⁽³⁸⁾。曰。君有⁽³⁹⁾大過⁽⁴⁰⁾則諫。反⁽⁴¹⁾覆⁽⁴²⁾之而不

聴。則易位。王勃然變乎色。曰王勿異也。王問
臣。臣不敢不以正對。王色定。然後請問異姓之
卿。有過則諫。反覆之而不聽。則去。

これは、君主の位は「徳」によつて保たれ、「徳」を失
えば、もはや君主としての資格はないのだ、とする『孟子』
の極めたる王道論の表現である。すなわち、『孟子』は、

「貴戚之卿」（君主の親族の大臣）と「異姓之卿」（君主と親
戚関係のない大臣）とに関連し「異姓之卿」が、君主に過
ちがあつて、これを諫めても聽きいれられないときは、そ
のもとを去るだけであるが、「貴戚之卿」は、君主に大過が
あつて、これを諫めても聽き入れられないときは、この君
主を退けて、別に一族の賢者を君主に立てるべきだ、とし
ているのである。すなわち、これが「易位」なのである。

こうみると、この『孟子』の言は、まぎれもなく、悪王
陽成廢立に相当させて考えることができるであろう。すな
わち、「貴戚之卿」は「マサシキ外戚ノ臣」である摂政藤
原基経その人となり、「性惡ニシテ、人主ノ器ニタラ」な
い、陽成天皇に易つて日嗣をうけた光孝天皇は、「仁明第
二ノ御子〔ニ〕テ、シカモ賢才諸親王ニスグレ」た方であ

るからである。そして、この廢立は、基経が「天下ノタメ
大義ヲオモヒテサダメオコナハレ」た「イトメヂタ」きこ
ととして評価されているからである。

このように、親房の思想を彼是みてくると、ここには、
『孟子』の思想の深く投影されていることが容易に想定さ
れうるのである。

〔註〕

(1) 嵯峨天皇条。

(2) 廢帝（仲恭天皇）条。

(3) 後嵯峨院条。

(4) 同右。

(5) 同右。

(6) 廃帝（仲恭天皇）条。

(7) 同右。

(8) 嵯峨天皇条。
〔柳原家記録〕十九「革命」。なお、拙稿「神皇正統記試
論のための基礎作業」（『成城文藝』第65号）参照。

(9) 光孝天皇条。

(10) 同右。

(11) 同右。

(12) 同右。

(13) 繼体天皇条。

(14) 同右。

(15) 光孝天皇条。

(16) 「公孫丑篇」。

(17) 「離婁篇」。

(四)

以上、日嗣の承継を左右する、いわば『神皇正統記』の叙述の論理的運びを左右する、「正道」「有徳」「積善」「不徳」「積惡」の実相を、そして、親房のいわゆる徳治主義的政治論、帝王論を、その『神皇正統記』の叙述に密着した形で述べてきたのであるが、ここには、親房の一々枚挙に違ない和漢、内外典の援用にもかかわらず、経書、とくに『孟子』の思想の抜きがたく投影されているであろうことを痛感するのである。

終わりに、『神皇正統記』のなかで、『孟子』の引用されていることの明らかである文章を左に記して擲筆することとした。すなわち、それは、保元の乱に、源義朝が、その時敵方についた父為義を、乱後、殺した事実に関連した親房評のなかに存する。

義朝重代ノ兵タリシウヘ、保元ノ勲功ステラレガタク侍シニ、父ノ首ヲキラセタリシコト大ナルトガ也。古今ニモキカズ、和漢ニモ例ナシ。勲功ニ申替トモミヅカラ退トモ、ナドカ父ヲ申タスクル道ナカルベキ。
(中略) 凡カヽルコトハ其身ノトガハサルコトニテ、朝家ノ御アヤマリ也。ヨク案アルベカリケルコトニコソ。(中略) 大義滅親云コトノアルハ、石碏ト云人其子ヲコロシタリシガコト也。父トシテ不忠ノ子ヲコロスハコトハリナリ。父不忠ナリトモ子トシテコロセト云道理ナシ。孟子ニタトヘヲ取テイヘルニ、「舜ノ天子タリシ時、其父瞽叟人ヲコロスコトアランヲ時ノ大理由ナリシ臯陶トラヘタラバ舜ハイカミシ給ベキトイヒケルヲ、舜ハ位ヲステテ父ヲオヒテサラマシ。」トアリ。大賢ノヲシヘナレバ忠孝ノ道アラハレテヲモシロクハベリ。(下略)

この『孟子』の「タトヘ」は『孟子』の本文からすれば、多少誤りあるにしても、「尽心篇」に存するもので、天子の位より、また天下の政治より親に事えることこそ大切だと

する、王道論の基調である孝道の強調であるが、親房は、これに拠つて義朝の父殺しを批判するとともに、それをなさしめた「朝家ノ御アヤマリ」として天皇の政治までも批判の対象としている。さらに「忠孝ノ道アラハレテヲモシリクハベリ。」と言つてゐることをおいて、親房が、君臣、父子の関係、すなわち、『孟子』における君臣関係の「易位説」「民貴君輕説」「君臣土寢説」「放伐説」等の、いわゆる革命思想を容認して、父子の関係をそれと別の原理に立つもの、より根源的なものとみての感慨と推察するのは過ぎた憶測であろうか。

とまれ、筆者は、『神皇正統記』全巻を貫く、いわばその叙述のうえでの論理的運びはことゞ」とく「積善ノ家三餘

慶アリ、積不善ノ家三餘殃アリ云々。」であり、すなわち、易思想、これが「正理」の基調であると述べたことがあるが⁽²⁾、「積善」「積惡」「餘慶」「餘殃」の現実的発現のされ方は、『孟子』の王道論に負うところ多大であること、また、帝王論のみならず、摂閥などの君臣関係をもふくめた臣道論も、なかんずく『孟子』を離れて論ずることができないであろうこと、おそらくそれは、親房の政治論の骨格を形成するものであろうとするのが小論の結論である。

〔註〕

- (1) 二条院条。
(2) 「神皇正統記の正理」(『成城文藝』第67号)。